

労働保険

・労働保険とは？

労働保険(労災保険と雇用保険の総称)は、従業員(労働者)の福祉と経営の安定に欠かせない国の制度です。

従業員を1人でも雇用する事業主は、業種を問わず加入が義務付けられています。

詳しくは、労災保険と雇用保険の二つに分類されます。

①労災保険(労働者災害補償保険)

仕事が原因で起きた「けが」「病気」については必要な治療費が給付される他、休業補償給付が受けられます。また「けが」「病気」が治った後、障害が残った方は障害補償給付が受けられ、不幸にして死亡した場合には、その遺族に対して遺族補償給付及び葬祭料の給付が受けられます。この労災保険は、業務上及び通勤途上事故のいずれも適用されます。ただし、相手が車の場合は、自賠責保険の給付が優先されます。保険料は全額事業主が負担します。

②雇用保険

雇用保険制度は、従業員が失業した場合にその就職までの一定の間、必要な給付を行い、その生活の安定を図るとともに、求職活動を援助し、再就職の促進を図ることを目的としています。

この制度は、事業主の行う届出、申告などを前提にして運営され、事業主は新たに従業員を雇用したり、事業所を設置する時などには、それぞれの旨を所定の届出書によって公共職業安定所に届け出なければならないことになっています。

保険料は、会社と従業員で負担します。

・労働保険料とは？

労働保険料は、その年度(4.1～翌年3.31)に労働者に支払う賃金の総額に保険料率(労災保険率+雇用保険率)を乗じて計算されます。

そのうち、労災保険分は全額事業主負担、雇用保険分は事業主と労働者双方で負担することになります。

労災保険率 事業の種類により賃金総額の1000の5から1000の129に分かれています。

雇用保険率 雇用保険率及び事業主と被保険者との負担の割合は、以下の通り。

事業の種類	保険率	事業主負担	被保険者負担
一般の事業	15/1000	9/1000	6/1000
建設の事業	18/1000	11/1000	7/1000
農林水産 清酒製造の事業	17/1000	10/1000	7/1000

(平成19年4月1日改定)

※ 雇用保険の被保険者負担分は、賃金が支払われる都度賃金額から控除
することができます。

労災保険・雇用保険ともに労働者を対象とした保険制度で、原則として事業主やその家族、会社役員は対象となりません。

ただし、労働保険事務組合に加入し、一定の条件を満たせば労災保険に特別に加入できます。
(他に労働者を雇用している場合に限りです。一人親方・海外派遣者の特別加入は事務委託で
きません。)

・労働保険事務組合とは？

事業主には労働保険関係の事務手続きとして、雇用、労災保険料の申告納付手続きや、労働者の入社、退職時の届け出等の申請をする必要があります。しかし実際には中小企業の経営者にとって、その事務手続きは煩わしく、事務的に大きな負担となっているのではないのでしょうか？そこで、本来事業主が行わなければならないこれらの処理を、代行して一括処理することができる制度が、労働保険事務組合制度です。

労働保険事務組合として厚生労働大臣より認可を受けている団体は、主に商工会、商工会議所、事業協同組合等がございませう。

・委託できる方は？

常時使用する労働者が、

金融・保険・不動産・小売業にあつては50人

卸売の事業・サービス業にあつては100人

その他の事業にあつては300人以下

の事業主で商工会に加入していただいている方。

・メリットは？

事務処理の代行：本来なら管内のハローワーク／労働基準監督署で手続きする労働保険料の申告や雇用保険の取得・喪失・離職証の作成といった事務処理を代行します。委託している事業主は商工会に必要書類を提出するだけですので、事務の手間が省けて経営に専念できます。

保険料の分納：労働保険料は原則として一年分の保険料を5月に一括納付することとなっていますが、商工会に委託している事業所は5月・8月・11月の3回に分納することができます。

事業主の労災保険特別加入：労働保険は原則として労働者を対象にしており、事業主や家族従事者の労災は対象外となっています。しかし、商工会に委託している事業所は任意で労災保険に特別加入することができます。これに加入することによって労災の医療費はもちろん、休業補償も受けることが可能になります。

保険料の自動振替が可能：労働保険料の納付を自動振替で行うことができます。

・事務委託範囲

1. 概算保険料、確定保険料などの申告及び納付に関する事務
2. 保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務
3. 労災保険の特別加入の申請等に関する事務
4. 雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
5. その他労働保険についての申請、届出、報告に関する事務(印紙保険料、労災保険・雇用保険の保険給付に関する事務手続は除く)

・加入手続方法

- ①労働保険事務委託書及び預金口座振替依頼書(商工会に備付)を提出いただきます。
- ②必要に応じ雇用保険適用事業所設置届、労働保険関係成立届(事務処理委託届)、雇用保険被保険者資格取得届、労働者災害補償保険特別加入申請書等を提出いただきます。
- ③年度更新手数料(4,500円/年)

・その他用意していただくもの

- ① 実印
- ② 銀行届出印
- ③ 登記簿謄本(法人の場合)
- ④ 会社案内など事業実体がわかるもの
- ⑤ 労働者名簿
- ⑥ 賃金台帳
- ⑦ 雇用保険加入予定者の雇用保険被保険者証
- ⑧ 保険料引落とし銀行口座名と口座番号のわかるもの